報

植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第○農林水産省告示第千六百八号

七十三号) 別表二の付表第十に基づき、昭和五十

平成十一年十二月十七日から施行する。改正し、平成十一年十二月十七日から施行する。日が定める基準を定める件)の一部を次のように日が定める基準を定める件)の一部を次のように日が定める基準を定める場所がある

湾産ポンカン、タンカン、リユウチン種のスウイー五年四月三日農林水産省告示第四百三十七号(台

重りなアイー・ナンノブース農林水産大臣(玉沢徳一郎)

コンテナー」を加える。